

議案第44号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第18条の2 略 (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2、若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第18条の2 略 (納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2、若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第20条～第22条 略 （町民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 次の各町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第20条～第22条 略 （町民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 次の各町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族</p>

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>金額に17万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第30条 略 (均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="116 507 1111 547"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3及び4 略</p> <p>第32条～第34条 略 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3 略 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第34条の5 略 (調整控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる</p>	略	<p>を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第30条 略 (均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 507 2161 547"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3及び4 略</p> <p>第32条～第34条 略 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である</u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3 略 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>第34条の5 略 (調整控除)</p> <p>第34条の6 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である</u>所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる</p>	略
略			
略			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>ロ 略</p> <p>第34条の7～第36条 略 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によって申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、</p>	<p>者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>ロ 略</p> <p>第34条の7～第36条 略 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>施行規則第2条第2項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除をうけようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）、前年中に於いて、純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、<u>第1項</u>の申告書を町長に提出することができる。</p> <p>6 町長は、町民税の賦課徴収について、<u>必要があると認める場合においては</u>、第23条第1項第1号の者のうち、<u>所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u></p> <p>7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに、第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に<u>当該該当することとなった日から10日以内に</u>、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日、<u>その他必要な事項を申告させることができる。</u></p> <p>第36条の3～第47条の2 略</p>	<p>行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除をうけようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）、前年中に於いて、純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、<u>同項</u>の申告書を町長に提出することができる。</p> <p>6 町長は、町民税の賦課徴収について<u>必要があると認める場合には</u>、第23条第1項第1号に掲げる者のうち<u>所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u></p> <p>7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに、第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、<u>当該該当することとなった日から10日以内に</u>、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日<u>その他必要な事項を申告させることができる。</u></p> <p>第36条の3～第47条の2 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>第47条の4 略</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した<u>場合</u>においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>第47条の6 略</p>	<p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>第47条の4 略</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した<u>場合には</u>、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>第47条の6 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p>第49条～第51条 略</p> <p>(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2ヶ月を経過した日から同項の規定により延</p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p> <p>第49条～第51条 略</p> <p>(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2ヶ月を経過した日から同項の規定により延長</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第53条～第79条 略 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について、「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p>第80条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>第81条 削除</p>	<p>された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第53条～第79条 略 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p><u>（軽自動車税のみならず課税）</u></p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p><u>3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p>第81条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p>第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u></p> <p>第81条の4 <u>次の各号に掲げる3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>3輪のもの 年額 3,900円</p>	<p>(環境性能割の徴収の方法)</p> <p>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(4) 3輪のもの 年額 3,900円</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農業作業用のもの 年額 2,000円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>(3) 略 (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、6月16日から6月30日までとする。 第84条 略 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 第86条 略 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>(i) <u>4 輪以上のもの</u> a <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> b <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>(7) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</u> <u>(i) その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>(3) 略 (種別割の賦課期日及び納期) 第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、6月16日から6月30日までとする。 第84条 略 (種別割の徴収の方法) 第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 第86条 略 (種別割に関する申告又は報告) 第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に係る過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する<u>ものと認める軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税を減免することができる</u>。</p> <p>2 前項の規定によって、<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車に対しては、<u>軽自動車税を減免することができる</u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(種別割に係る不申告等に係る過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する<u>軽自動車等のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>2 前項の規定によって、<u>種別割の減免</u>を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割の減免</u>)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車等のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、町長が必要と認めるもの</u>(1台に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、町長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているもので身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第89条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p>	<p>が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は納期限前7日までに、町長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているもので身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>この項</u>において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下<u>この項</u>において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>この項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下<u>この項</u>において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 法第443条第1項又は第80条第3項ただし書若しくは第80条の2の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき、標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課せられるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条又は第80条第3項ただし書若しくは第80条の2の規定によつて軽自動車税を課されないこととなったときにおける、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略</p> <p>第92条 略 第93条 略</p>	<p>2 法第445条第1項又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき、標識の交付を受けなければならない。種別割を課せられるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によつて種別割を課されないこととなったときにおける、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略 (製造たばこの区分)</p> <p>第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p>(1) 喫煙用の製造たばこ ア 紙巻たばこ イ 葉巻たばこ ウ パイプたばこ エ 刻みたばこ オ 加熱式たばこ (2) かみ用の製造たばこ (3) かぎ用の製造たばこ</p> <p>第92条の2 略 第93条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例																								
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 1053 1106 1279"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ロ 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ハ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		イ パイプたばこ	1グラム	ロ 葉巻たばこ	1グラム	ハ 刻みたばこ	2グラム	略		<p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、<u>製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（<u>加熱式たばこを除く。</u>）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1018 2157 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ロ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ハ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		イ 葉巻たばこ	1グラム	ロ パイプたばこ	1グラム	ハ 刻みたばこ	2グラム	略	
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
イ パイプたばこ	1グラム																								
ロ 葉巻たばこ	1グラム																								
ハ 刻みたばこ	2グラム																								
略																									
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
イ 葉巻たばこ	1グラム																								
ロ パイプたばこ	1グラム																								
ハ 刻みたばこ	2グラム																								
略																									

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>3 前項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>4</u> 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして<u>第92条</u>の規定を適用する。 第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)</u>及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規</p>	<p><u>6</u> 前2項の計算に関し、<u>第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>7</u> 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計額を合計し、その合計額の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p><u>8</u> 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>10</u> 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして<u>第92条の2</u>の規定を適用する。 第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)</u>及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の3様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 第99条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第4条の2 略 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 略 第6条～第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第7条の4～第10条 略</p>	<p>適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の3様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 第99条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第4条の2 略 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 略 第6条～第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第7条の4～第10条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第15条の8第4項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>第10条の3 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(7) 略 （平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(7) 略 （平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて</p>

現 行 条 例	改 正 条 例									
<p>得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4及び5 略 第12条の2～第15条 略</p>	<p>得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4及び5 略 第12条の2～第15条 略</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> 第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> 第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> 第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> 第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u> 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1200 2157 1316"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

現 行 条 例

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下こ
の条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経
過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する
第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽
自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリ
ンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）に
おいて同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28
年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にお
いて、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

改 正 条 例

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初
回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる回条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

現 行 条 例			改 正 条 例		
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第82条第2号ア	3,900円	3,000円			
	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
5 略			2 略		
6 略			3 略		
7 略			4 略		
第17条 略			第17条 略		
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p>			<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p>		
第17条の2 略			第17条の2 略		
2 略			2 略		
<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>			<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>		
第17条の3～第29条 略			第17条の3～第29条 略		

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>第95条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>12 略</p> <p>第11条～第29条 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>第95条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第46項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>12 略</p> <p>第11条～第29条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第3条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法ア及びイ 略</p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法ア及びイ 略</p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第4条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 略 (たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第5条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第93条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計額を合計し、その合計額の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 略 第95条～第151条 略</p>	<p>4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計額を合計し、その合計額の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 略 第95条～第151条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第6条関係） 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例				
○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)			○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)				
第1条及び第2条 略			第1条及び第2条 略				
附 則			附 則				
第1条～第5条 略			第1条～第5条 略				
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る幕別町税条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
新条例第82条第2号ア		3,900円	3,100円	第82条第2号ア(イ)		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円	第82条第2号ア(イ) a		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円			10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円	第82条第2号ア(イ) b		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円			5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	幕別町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条		附則第16条第1項	第82条	幕別町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア		附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>		<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	附則第16条第1項の表 第2号ア(7) a の項	第2号ア(7) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(7) a
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
				<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
			附則第16条第1項の表 第2号ア(7) b の項	第2号ア(7) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(7) b
				<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
				<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第7条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) 略 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例</u>第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売</p>	<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略 (町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>幕別町税条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) 略 (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>幕別町税条例</u>第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販</p>

現 行 条 例

り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5及び6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、幕別町税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
略		

8～12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率

改 正 条 例

売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5及び6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、幕別町税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
略		

8～12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率

現 行 条 例

は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

第7条及び第8条 略

改 正 条 例

は、1,000本につき1,692円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

第7条及び第8条 略

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 法令……………地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町税条例附則

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等				
1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	法第295条 法第314条の2 法附則第3条の3 法令第47条の3 条例第24条 条例附則第5条	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 ・給与所得控除・公的年金等控除を引き下げ、基礎控除を同額引き上げる。 ・障害者、未成年者、寡婦・寡夫に対する非課税の範囲：125万円以下→135万円以下 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">給与所得控除・公的年金等控除</td> <td style="padding: 2px;">▲10万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">基礎控除</td> <td style="padding: 2px;">+10万円（控除額：33万円→43万円）</td> </tr> </table>	給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円	基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）	平成33年度分個人住民税から適用する。
給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円						
基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）						
2 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し	法第314条の6 条例第34条の2 条例第34条の6	給与所得控除の見直し ・給与所得控除の上限が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引き下げる。 控除の上限額：220万円→195万円（基礎控除振替分の▲10万円含む。） ・子育てや介護を行っている者（23歳未満又は特別障害者である者を扶養する者等）には負担が生じないように措置する。 公的年金等控除の見直し ・公的年金等収入が1,000万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設ける。 控除の上限額：195.5万円（基礎控除振替分の▲10万円含む。） ・公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、公的年金等控除額を引き下げる。 他の所得が1,000万円超：▲10万円、2,000万円超：▲20万円 基礎控除の見直し ・基礎控除額について、合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超で逡減し始め、2,500万円（給与収入2,695万円）超で消失する仕組みを設ける。	平成33年度分個人住民税から適用する。				
3 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理					

税目名 法人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 法人税割の税率の見直し	法第314条の4 条例第34条の4	法人税割の税率の引下げ ・平成31年10月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率を引き下げる。 法人町民税法人税割：12.1%→8.4% ※法人町民税の税率引下げによる減収相当分については、地方法人税（国税）の税率を引き上げ、地方交付税の原資となる。	平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 町たばこ税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等											
1 加熱式たばこの課税方式の見直し	法第464条 法第466条の2 条例第92条 条例93条の2 条例94条	加熱式たばこの課税方式の見直し ・国のたばこ税と同様に、製造たばこの区分を喫煙用、かみ用、かぎ用の3区分を新たに設ける。 ・加熱式たばこの喫煙道具を製造たばことみなし、紙巻たばこの本数に換算する方法について、「重量」と「価格」を定めたばこ税を賦課する。	平成30年10月1日から適用する。											
2 たばこ税の税率の見直し	法第467条 法第468条 条例95条	たばこ税の税率を引上げ ・国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、たばこの税率を3段階で引上げる。（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円） <div style="text-align: right;">（税率：1,000本当たり）</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="3">改 正 案</th> </tr> <tr> <th>平成30年10月1日</th> <th>平成32年10月1日</th> <th>平成33年10月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,262円</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正 案			平成30年10月1日	平成32年10月1日	平成33年10月1日	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円	平成30年10月1日から適用する。
現 行	改 正 案													
	平成30年10月1日	平成32年10月1日	平成33年10月1日											
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円											
3 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理												

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 わがまち特例の割合を定める規定	法附則第15条 条例附則第10条の2	生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援 ・地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を0とする3年間の時限的な特例措置を設ける。	生産性向上特別措置法の日から適用する。
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 軽自動車税

事 項	関係条項	改正内容	適用年月日等																			
1 自動車取得税の廃止と種別割及び環境性能割の創設	法第442条～第463条の29 法附則第29条の9～第30条 条例第80条～第83条 条例第85条 条例第87条～第91条 条例附則第15条の2～第16条	<p>自動車取得税の廃止と種別割及び環境性能割の創設</p> <p>・平成31年10月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、軽自動車の自動車取得税が廃止され、これまでの軽自動車税を種別割に改め、新たに環境性能割を設ける。 ※町税である軽自動車税環境性能割は、当分の間、道が賦課徴収等を行う。 ※道税である自動車税環境性能割については、税収の一定割合が市町村へ交付される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>対象車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">税率</td> <td colspan="2">非課税</td> <td>乗用車・貨物車ともに、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>乗用：H32燃費基準+10%達成 貨物：H27燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>乗用：H32燃費基準達成 貨物：H27燃費基準+15%達成</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>乗用車・貨物車ともに、H27燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>乗用車・貨物車ともに、上記以外の車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※乗用車・貨物車ともに、電気自動車等を除くガソリン車・ガソリンハイブリット車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。</p>	種別	自家用	営業用	対象車	税率	非課税		乗用車・貨物車ともに、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）			乗用：H32燃費基準+10%達成 貨物：H27燃費基準+20%達成	1.0%	0.5%	乗用：H32燃費基準達成 貨物：H27燃費基準+15%達成	2.0%	1.0%	乗用車・貨物車ともに、H27燃費基準+10%達成	2.0%	乗用車・貨物車ともに、上記以外の車	平成31年10月1日から適用する。 （平成32年度課税から）
種別	自家用	営業用	対象車																			
税率	非課税		乗用車・貨物車ともに、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）																			
			乗用：H32燃費基準+10%達成 貨物：H27燃費基準+20%達成																			
	1.0%	0.5%	乗用：H32燃費基準達成 貨物：H27燃費基準+15%達成																			
	2.0%	1.0%	乗用車・貨物車ともに、H27燃費基準+10%達成																			
2.0%		乗用車・貨物車ともに、上記以外の車																				
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理																				